

平成23年3月29日施行の「立川市グループ旅行高齢者支援事業実施要綱」に基づく事業の実施に際して、同要綱第10条により、同要綱第3条(支援の方法)市と契約する旅行業者等を次のとおり取扱うこととする。

○立川市グループ旅行高齢者支援事業契約要件及び契約条件

(目的)

第1条 これは、立川市（以下「発注者」という。）が立川市グループ旅行高齢者支援事業要綱（以下「要綱」という。）で定める支援事業（以下「事業」）の実施のため、要綱第3条に定める旅行業者等（以下「業者等」という。）と契約締結するために資格要件及び契約条件等を定めるものである。

(契約の要件)

第2条 契約する業者等は、次の各号に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 旅行業法における観光庁長官等の行う登録を受けている者であること。
- (2) 要綱で定める事業が実施可能であること。

(契約の条件)

第3条 契約内容は発注者が定めたものとする。

- 2 契約対象者は、業者等の代表者とする。ただし、必要に応じて、他の営業所等の委任を受けることは妨げない。
- 3 契約書には、第2条第1項第1号で受けている登録の登録事項証明を添付すること。
- 4 契約は、1年毎の更新とする。ただし、前項の添付する書類は、前に提出しているものがあれば、それで代用できることとする。

(助成の条件)

第4条 助成は、65歳以上の市民1人当たり日帰り1,000円、宿泊2,500円とし、2人以上のグループで申し込みされた場合に限るものとする。64歳以下の方との申し込みでも助成するが、個人（1人）での申し込みは助成しない。

- 2 原則として、要綱第3条第1号の日帰り利用及び同条第2号の宿泊利用のいずれも取り扱うものとする。
- 3 契約による全ての取扱いは、契約締結した営業所のみとする。ただし、発注者の承認を得た場合にはこの限りではない。

(申請書等)

第5条 グループ旅行高齢者支援事業申請書等（以下、申請書等という。）の様式は発注者所定の様式とし、独自様式は認めない。

- 2 申請書等は、発注者が作成し配布する。
- 3 前項の申請書等について、業者等が同様式のものに社名等を印刷して作成し使用することを、事前に発注者の承認を受けた場合には認める。
- 4 発注者に対する請求書は、様式を特に定めず業者等の独自様式とする。ただし、添付する申請書等に含まれるグループ旅行高齢者支援事業報告書は発注者様式に限る。

(担当者等)

第6条 発注者との連絡調整のために、営業所等にこの事業の責任者及び担当者（以下、担当者等という。）を各1名以上設置するものとする。

- 2 契約締結（更新を含む。）時及び担当者等の異動等の場合には、担当者等の所属、氏名等を発注者へ報告するものとする。

(広報等)

第7条 発注者は、広報紙等で契約した業者等について広報する。

- 2 業者等が、自社のパンフレット等でこの事業と契約していることを表記するなどして広告することを認める。ただし、不特定多数に配布するパンフレットや、市外に配布するチラシ等に掲載する場合は、あらかじめ発注者に掲載の許可を受けてからとする。

- 3 前項のパンフレット等を発注者の施設等へ配置することは認めない。

附則

この要件及び条件は、平成31年4月1日から適用する。